定　　款

第１章　　総　　則

（商　号）

第1条　　当会社は、株式会社タスキホールディングスと称し、英文では、TASUKI Holdings Inc.と表示する。

（目　的）

第2条　　当会社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配又は管理すること並びにこれに附帯又は関連する一切の事業を営むことを目的とする。

(1)　人工知能（ＡＩ）を用いた各種ソリューションサービスの提供
(2)　人工知能（ＡＩ）プログラムの研究及び開発
(3)　顧客向けサービスのためのプラットフォーム・システムの開発、販売、提供及び紹介業務
(4)　インターネットを用いた情報提供サービス業及び商取引・決済処理並びに情報処理サービス業
(5)　データ分析・解析事業
(6)　不動産の売買、賃貸、管理及びその仲介
(7)　不動産に関するコンサルティング業務
(8)　建築の設計及び監理
(9)　建築工事に関する施工及び請負
(10) 建築資材の輸出入及び売買
(11) 不動産鑑定業
(12) 不動産投資信託委託業及び不動産投資法人資産運用業
(13) 不動産投資顧問業
(14) 不動産特定共同事業法に基づく事業
(15) 高齢者向集合住宅施設の経営並びに当該施設の利用権の販売及び仲介
(16) ホテル、旅館等の宿泊施設、飲食店及びスポーツ施設の経営
(17) 不動産担保貸付その他金銭の貸付
(18) 生命保険の募集に関する業務及び損害保険の代理業務
(19) 経営コンサルタント及び各種マーケティングリサーチ業務
(20) 第二種金融商品取引業

(21) 貸金業

2　当会社は、前項各号の事業を営むことができる。

（本店の所在地）

第3条　当会社は、本店を東京都港区に置く。

（機　関）

第4条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会

(2) 監査役

(3) 監査役会

(4) 会計監査人

（公告方法）

第5条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　株　式

（発行可能株式総数）

第6条　当会社の発行可能株式総数は、150,000,000 株とする。

（自己の株式の取得）

第7条　当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって同条第 1 項に定める市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第8条　当会社の 1 単元の株式数は、100 株とする。

（単元未満株主の権利制限）

第9条　当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利

(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利

(3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第10条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

2　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。

3　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

（株式取扱規程）

第11条　株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り等当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

（基準日）

第12条　当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2　前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

第３章　　株　主　総　会

（招　集）

第13条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から３か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

（招集権者及び議長）

第14条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（電子提供措置等）

第15条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）

第16条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使する

ことができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2　会社法第 309 条第 2 項に定める特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第17条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2　前項の場合、株主又は代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（株主総会議事録）

第18条　株主総会の議事については、法令に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、10 年間当会社の本店に備え置くものとする。

第４章　　取締役及び取締役会

（員　数）

第19条　当会社の取締役は、10 名以内とする。

（選任方法）

第20条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任　期）

第21条　取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2　任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

（代表取締役及び役付取締役）

第22条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2　代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

3　取締役会は、その決議によって、代表取締役の中から取締役社長１名を定めるものとし、必要に応じて取締役の中から、取締役会長１名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を

選定することができる。

（業務執行）

第23条　取締役社長は当会社の業務を統轄し、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役及びその他の取締役は、取締役社長を補佐し、定められた事項を分掌する。

2　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役社長の職務を代行する。

（取締役会の招集権者及び議長）

第24条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第25条　取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

2　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議）

第26条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第27条　当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規程）

第28条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役会議事録）

第29条　取締役会の議事については、法令に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、出席取締役及び出席監査役が記名押印又は署名若しくは電子署名をした上で、10 年間当会社の本店に備え置くものとする。

（報酬等）

第30条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬

等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（責任免除等）

第31条　当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2　当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第５章　　監査役及び監査役会

（員　数）

第32条　当会社の監査役は、4 名以内とする。

（選任方法）

第33条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（補欠監査役の選任）

第34条　当会社は、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、補欠監査役を選任することができる。

2　前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該選任決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（任　期）

第35条　監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2　任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。ただし、前条第 1 項の規定により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

（常勤監査役）

第36条　監査役会は、その決議によって監査役の中から 1 名以上の常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第37条　監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

2　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会の決議）

第38条　監査役会の決議は、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会規程）

第39条　監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（監査役会議事録）

第40条　監査役会の議事については、法令に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、出席監査役が記名押印又は署名若しくは電子署名をした上で、10 年間当会社の本店に備え置くものとする。

（報酬等）

第41条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（責任免除等）

第42条　当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2　当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第６章　　会計監査人

（選任方法）

第43条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（任　期）

第44条　会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2　会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主

総会において再任されたものとみなす。

（報酬等）

第45条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第７章　　計　　算

（事業年度）

第46条　当会社の事業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までの 1 年とする。

（期末配当）

第47条　剰余金の配当は、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

（中間配当）

第48条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

（配当金の除斥期間）

第49条　配当金が支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2　未払の配当金には利息をつけない。

第８章　　附　　則

（最初の事業年度）

第50条　第 46 条の規定にかかわらず、当会社の最初の事業年度は、当会社の成立の日から 2024 年 9 月 30 日までとする。

（取締役及び監査役の当初の報酬等）

第51条　第 30 条及び第 41 条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの取締役の報酬等の総額は年額 500,000,000 円以内とし、監査役の報酬等の総額は年額 50,000,000 円以内とする。

2　前項の報酬枠とは別枠で、取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭債権の総額は、年額 100,000,000 円以内とする（以下、報酬の対象となる取締役を「対象取締役」という。）。

対象取締役に対して、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。なお、譲渡制限付株式の1株当たりの払込金額は、当会社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当会社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とはならない範囲で当会社取締役会において決定する。また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結していることを条件とする（本割当契約により割当てを受けた普通株式を、以下「本割当株式」という。）。また、対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の167,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の上限とする。ただし、当会社普通株式の株式分割又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができるものとする。

(1) 対象取締役は、本割当株式の割当てを受けた日から3年間（以下「本譲渡制限期間」という。）、本割当株式について、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他の一切の処分行為をすることができない。

(2) 当会社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、本譲渡制限期間中、継続して当会社又は当会社子会社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。但し、対象取締役が、当会社の取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間が満了する前に上記の地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整する。

(3) 当会社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、本譲渡制限期間が満了する前に当会社又は当会社子会社の取締役の地位から退任した場合には、当会社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。また、本割当株式のうち上記(1)の本譲渡制限期間が満了した時点において上記(2)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき、譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当会社はこれを当然に無償で取得する。

(4) 当会社は、本譲渡制限期間中に、当会社が消滅会社となる合併契約、当会社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当会社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当会社株主総会による承認を要さない場合においては、当会社取締役会）で承認された場合には、当会社取締役会の決議により、本譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。上記に規定する場合には、当会社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5)　本割当契約に関するその他の事項は、当会社取締役会において定める。

（附則の削除）

第52条　　本附則は、当会社の最初の定時株主総会終結の時をもって、削除されるものとする。

以　上